平成２７年（フ）第１８７号
京都市西京区大原野石見町308番地２
債務者　アイ・クリエイションオフィスこと
宮田　　至
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６６号
兵庫県尼崎市大庄北２丁目22番11―301号、前住所大阪市中央区島之内２丁目４番24―506号
債務者　坂本　俊二
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６７号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目29番25号ディアコート塚新403、前住所大阪市西淀川区出来島３丁目２番９―204号
債務者　清水亜矢子（旧姓中畑）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第８８号
兵庫県西宮市上甲東園３丁目７番12―204号、前住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目９番３―307号
債務者　山村智恵子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９３号
兵庫県西宮市櫨塚町２番14―105号
債務者　井澤　功一
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０４号
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目12番地の２和光ハイツ101号
債務者　手代木里絵子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１号
鳥取県境港市竹内町1330番地の２
債務者　長谷川亮一
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第５号
鳥取県米子市旗ヶ崎６丁目３番20号　206号、前住所鳥取県米子市夜見町2997番地１　リモージュの街Ａ―202号
債務者　松下友里加（旧姓森崎）
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第２５号
徳島県徳島市仲之町４丁目15番地の４　プチメゾン仲之町509号室
債務者　田村　治代
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１号
愛媛県松山市小坂２丁目７番24号　第79杉フラット407号
債務者　白潟　裕之
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６号
愛媛県松山市正円寺３丁目11番16号
債務者　宮岡　順子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４３号
愛媛県松山市久保田町207番地６　パティオM101号
債務者　川本　茂樹
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０号
福岡県久留米市荒木町荒木1428番地24、前住所福岡県久留米市国分町1654番地５
債務者　久保由美子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第８号
福岡県田川郡香春町大字採銅所6095番地
債務者　森山　輝美
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第２５号
佐賀市神園１丁目２番１号
債務者　岡部　敏子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４０号
佐賀市鍋島町大字森田107番地17　レオパレスＣＯ　ＯＡＳＩＳ207号
債務者　中島　英之
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４２号
佐賀県多久市南多久町大字長尾4090番地10
市営中多久駅前改良住宅　Ａ32号
債務者　宮地　正義
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係